

様式第2号（第6条関係）

暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書

年 月 日

相模原市教育委員会 教育長 あて

物資納入業者 所在地又は住所
商号又は名称

代表者氏名

生年月日 年 月 日 生
性 別 男 ・ 女

相模原市学校給食用物資の契約にあたり、物資納入業者が相模原市暴力団排除条例第2条第2号から第5号に該当するもの及び暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの（以下「排除対象者」という。裏面参照）に該当しないことを誓約し、下記について確認・同意します。

記

- 1 市長は、物資納入業者が排除対象者であるか否かの確認のため、本様式に記載された情報を、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会する。
- 2 物資納入業者が排除対象者である場合は、市長は下記のとおり取扱うものとする。
 - (1) 物資納入業者は入札（見積合せ）に参加できない。
 - (2) 物資納入業者の落札（採用）決定を取り消す。
 - (3) 物資納入業者と契約を締結しない。
 - (4) 当該契約を解除することができる。
 - (5) 物資納入業者について相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づき指名停止を行うことができる。
 - (6) 物資納入業者と締結している他の契約を解除することができる。
- 3 上記2の結果、物資納入業者は、損害が生じても、教育長はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

※ 物資納入業者が、法人その他の団体の場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）を含む。

様式第2号（第6条関係）裏面

相模原市暴力団排除条例

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- （2）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （3）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （4）暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- （5）暴力団経営支配法人等 法人その他の団体でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人その他の団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

（市の契約事務における暴力団排除）

第7条 市は、工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。以下同じ。）の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

※ 「暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの」には、下記も含まれます。

- ・神奈川県暴力団排除条例第23条第1項に違反している事実がある
- ・神奈川県暴力団排除条例第23条第2項に違反している事実がある